

# 棒状つえの認定基準及び基準確認方法(製品安全協会)

## 安全性品質

評価: ○可能、△おそらく可、×不可

大分類	項目	小分類	認定基準	確認方法	試験機・測定機等	備考	評価
1	外観、構造及び寸法	(1)	仕上げは良好で、使用時に身体に傷害を与える恐れがあるばり、先鋭部等が無いこと	目視、触感等			○
		(2)	外部に現れるボルト・ナット等がが著しく突出していないこと	〃			○
		(3)	各部の組付けが堅牢で、使用上支障のあるゆるみ、変形等がないこと	〃			○
		(4)	表面にめっき、塗装が施されているものは、はがれ、素地の露出及び著しいむらが無いこと	〃			○
		(5)	接地部には、安定、床の保護及びすべり防止のため、使用中容易に外れない杖先ゴムが取付けられ、支柱野先端と杖先ゴムとの間に、金属製座金が装着されていること	〃			○
		(6)	つえ先ゴムの接地面は床等に吸着しない構造であること	〃			○
		(7)	調節つえは、つえ長さを容易に調整でき、調節可能な範囲で確実に固定こと	操作等			○
		(8)	折り畳みつえは、支柱を容易に折り畳みでき、ゴムロープ等は使用中容易に支柱から離脱しない張力等で固定できること	触感、操作等			○
		(9)	折り畳み式つえにゴムロープを使用するものは、ゴムロープは形状の同一なひも状のゴムが複数束ねたもので構成され、外郭を布や樹脂等で被覆していること	ゴムロープを切断し、目視、触感等			○
		(10)	握りは、握りやすい形状で、投影長さは100mm以上150mm以下	握りやすさ:目視、触感等 投影長さ:スケール等	直定規、メジャー?		○
		(11)	杖先ゴムの接地部側の最大径は25mm以上	スケールで計測	ノギス等		○
		(12)	金属性座金の下の杖先ゴムの厚さは、接地面の溝または突起を除き、6mm以上	杖先ゴムを縦に切断:スケール等	〃		○
2	強度	(1)	握りの支柱と取り付けの強度試験で破損、外れ及び使用上支障のある変形が無いこと。なお、握りと支柱が一体式のものにあつてはこの限りでない	曲げ試験(目視、触感)	万能試験機 ロボットアーム	握り部を保持し、130Nの力を支柱に対して直角方向に1分間加える(木片、鋼製ピンが必要)	△
		(2)	圧縮試験で最大たわみは17mm未満、残留たわみは1mm未満、かつ、破損、き裂、がた及び使用上支障のある異常がないこと	圧縮試験(たわみ量と目視、触感)	ロボットアーム 万能試験機 ダイヤルゲージ	握りの支柱軸部に鉛直荷重を加え、支柱部中央のたわみを測定	△
		(3)	支柱間に組付け部を有する場合の組付け部圧縮試験で、組付け部に破損、外れ及び使用上支障がある変形がないこと	圧縮試験(目視、触感)	万能試験機	支柱間の組付け部の試験片を採取し、軸方向に1200Nの圧縮荷重を1分加える	△
3	摩擦抵抗	3	杖先ゴムの摩擦抵抗試験で4Nの引張力ですべりが発生しないこと	摩擦抵抗試験(ゴムがすべり始める力) (試験成績書)	荷重計	装置が必要	×
4	材料	(1)	支柱にアルミニウム合金を使用している場合、JIS H4080アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管(2006)、又は、JIS H4100アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材(2006)に規定するものもしくはこれと同等以上の品質を有するものであること	材料明細書(規格値と適合)			△
		(2)	握り又は支柱に木材を使用しているものは、木材の含水率が15%以下	電氣的測定法等			×
		(3)	杖先ゴムの硬度は、タイプAデュロメータによる硬さが50以上70以下	硬さ試験 (JIS K6253加硫ゴム及び、熱可塑性ゴムの硬さ試験方法(1997)に規定されているタイプAデュロメータ)	タイプAデュロメータ		○
5	付属品	5	杖先ゴムが付属されているものは、製品に取付けられている杖先ゴムと同等以上の性能を有するもの	目視、触感等			○

## 表示及び取扱説明書安全性品質

大分類	項目	小分類	認定基準	確認方法	備考	評価
1	表示	1	容易に消えない方法で次の事項を表示 ただし、(3)は、下げ札等によって購入時に確実にわかるもの	必要事項の有無は目視、表示の消えにくさは 触感等、なお、販売時、購入時及び使用時の ために、下記の旨の情報提供が付記されてい ること 「棒状つえは、つえなしで自立歩行できる人が より安定して歩行できるように補助的に使用す るもの」 次の場合は使用に適さない。また、購入時はそ うでなくとも、次のような状態になった場合の使 用も中止すべき。 ①つえなしで歩行できない者の使用 ②リハビリ中のように、体重の一部を支えない と歩行できない者。ただし、医師などの指導の もとでの使用は含まない」		
		(1)	申請者（製造業者、輸入業者等）の名称またはその略号			
		(2)	製造年月もしくは輸入年月又はその略号			
		(3)	つえの全長。ただし、調節つえは最長及び最短長さ			
2	取扱説明書	2	製品には、次に示す主旨の事項を明示した取扱説明書を添付。ただし、その製品に該当しない事 項については省略可。 なお、一般消費者が容易に理解できるように大きな文字で明示し、(3)は図を併記すること。また、 (1)は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(5)については、安全警告標識等を併記し、認 知しやすいものであること	専門用語、略字、あて字等が使用されず、一般 消費者が容易に理解できるものであること (1)は枠で囲んだり、他の文字より大きな文字や 異なった目立つ色彩を用い、より認知しやすい ものであること (5)は安全警告標識を併記し、文字の大きさは 2.8mm以上であることをスケール等で測定		
		(1)	取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管する			
		(2)	つえの諸元(全長、質量、材質等)			
		(3)	つえの長さは、つえの先を足先の前方20cmにおき、ひじは30°～40° 屈曲した位置にくるようにつ えをつく状態が、つえ長さの目安である旨			
		(4)	調節方法(一本つえは除く)			
		(5)	使用上の注意 a 身体にあったつえを選ぶ b 使用前に各部を点検後、使用する c 杖先ゴムが摩耗したり、劣化して外れやすくなった場合は早めに取り替える d 使用中も含め、支柱の継目や長さ調節部が確実に固定されていることを確認し使用 (一本つえは除く) e 折り畳み式つえは、ゴムロープにゆるみ、損傷等の異常があるときは製造メーカー等に相談 f 濡れたまたは凍った路面は滑りやすいため、注意すること g 道路の側溝の溝や凹みがある場所では、杖先がはまり込む場合があるため、十分注意する			
		(6)	用途以外(登山、トレッキングポール、護身用など)には使用しない			
		(7)	使用後及び保管方法 a 折り畳み式つえは、高温の場所はゴムロープが劣化しやすくなるので避ける。また、低音の場所 では折り畳んだ状態から、すぐにゴムロープの弾性が回復しないことがあるので注意する b その他の使用後及び保管方法についての注意			
		(8)	SGマーク制度は、つえの欠陥によって発生する人身事故に対する賠償精度である旨			
		(9)	製造時業者、輸入事業者または販売事業者の名称、住所及び電話番号			

# 手動車いすの認定基準及び基準確認方法(製品安全協会)

## 安全性品質

評価: ○可能、△おそらく可、×不可

大分類	項目	小分類	認定基準	確認方法	試験機・測定機等	備考	評価
1	外観、構造及び寸法	(1)	仕上良好で、各部の変形、亀裂、溶接不良等が無く、人体に触れる部分や可能性のある部分にばり、鋭い突起等がない	目視、触感等			○
		(2)	表面処理等をしている面は、素地の露出、はがれやさび等の不良が無い	〃			○
		(3)	表面処理等をしていない面は、さび、われなどの不良があつてはいけない	〃			○
		(4)	身体保持部は車いすに乗っている使用者の身体を確実に支持できる構造である	目視、触感、操作等			○
		(5)	バックサポート脱着式は、取付けまたは取外しは容易であり、折り畳み式は使用中容易に外れず、折り畳み操作が容易であること	操作等			○
		(6)	アームサポート脱着式は、使用中容易に外れず、取付けまたは取り外しは容易である	〃			○
		(7)	フット・レッグサポートの上下調節装置は、車体の衝撃、振動によって緩まないもの	v			○
		(8)	脱着式フット・レッグサポートは車体の衝撃、振動などによって容易に外れないもの	触感、操作等			○
		(9)	ハンドリムは確実に取り付けられ、衝撃及び振動で容易に緩まない	操作等			○
		(10)	駐車用ブレーキを有すること。ブレーキは操作が容易で駆動輪及び主軸の左右両輪を確実に固定できるものである	〃			○
		(11)	介助用標準形は、介助者が使用する制動ブレーキを有すること。ブレーキは操作が容易で主輪の左右両輪を確実に制御できるもの	〃			○
		(12)	ティッピングレバー等で、容易に前輪を持ち上げることができる構造であること	〃			○
		(13)	駆動輪または主輪、及びキャストの回転部分は円滑に作動し、取り付けは確実に走行中に著しい振れのないこと	〃			○
		(14)	フレームの折り畳み機構は差動部が円滑で、使用者が車いすに乗っているとき、折りたたむことができない構造であること。取扱説明書等に従って、折りたたんだときに、手及び指等を挟み込みにくい構造であること	〃			○
2	寸法	(1)	車いすの各部の寸法 ・全長 1200mm以下 ・全幅 700mm以下 ・全高 1090mm以下 ・レッグサポート高 50mm以上	スケール等	直定規、メジャー?		○
3	機能	(1)	静止力試験(駐車用ブレーキによって傾斜台上で車いすが静止していること)	JIS T9201(2006)手動車いすに定める静止力試験(ブレーキをかけ、静止しているか)	傾斜台、ダミー	車いすにダミーを載せ、走行路の傾斜角度を7°にした場合、駐車用ブレーキをかけた状態で静止しているか	△
		(2)	静的安定性試験(傾斜台上で山側の車輪が接地面から離れないこと)	JIS T9201に定める静的安定性試験(ブレーキを外した状態で車いすの山側車輪が傾斜台との接地面から離れるか)	傾斜台、ダミー、ガイ	車いすにダミーを載せ、走行路の傾斜角度を10°にした場合、駐車用ブレーキを外した状態で車いすの山側車輪が傾斜台との接地面から離れるか	△
		(3)	直進走行性試験(進行方向に対して偏位量は130mm以下)	JIS T9201に定める直進走行性試験(測定基準線、駆動輪又は主輪の路面接地中心点を偏位量として測定)	傾斜台、ダミー	ダミーを載せた車いすの一方の駆動輪又は主輪を測定基準上に置き、反対側の駆動輪又は主輪と両方のキャストをその基準線に平行に置く。停止させた車いすを自然前進させ、偏位量を測定	△
4	強度	(1)	シート耐荷重試験(荷重除去後の永久変形量が3mm以下、かつ各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形が無いこと)	JIS T9201に定めるシート耐荷重試験(荷重を取除いたときの永久変形量を測定、目視・触感等で確認)(破損等の異常の有無の確認はJIS 9201付属書6の評価要件も確認)以下同様	ダイヤルゲージ? 負荷装置が必要 錘(砂袋)	車いすのシート中央に20kgの砂袋を置き、その上から荷重負荷速度15mm/minで5~10秒間加えた後、左右のバックサポートパイプとアームパイプとの交点の左右間で、荷重を取除いたときの永久変形を測定	△
		(2)	アームサポート下方耐荷重試験で各部の破損、割れ及び使用上支障のある変形が無いこと	JIS T9201に定めるアームサポート下方耐荷重試験(目視、触感等)	荷重負荷パッド 車いす固定	両アームサポートに同時に上方15°の角度から荷重を負荷パッドの凹型凸型のいずれかによって5~10秒間加える	△

# 安全性品質

評価：○可能、△おそらく可、×不可

大分類	項目	小分類	認定基準	確認方法	試験機・測定機等	備考	評価
4	強度	(3)	アームサポート上方耐荷重試験で各部の破損、割れ及び使用上支障のある変形が無いこと。アームサポートが取外し式でロック機構が無いものはこの限りでない	JIS T9201に定めるアームサポート上方耐荷重試験(目視、触感等)	ダミーアームを引張る車いす固定	ダミーを載せた車いすを固定し、一方のアームサポートに対し、上方側面方向10°の角度方向から荷重を5~10秒間引張る	△
		(4)	ティッピングレバー耐荷重試験で各部の破損、割れ及び使用上支障のある変形が無いこと	JIS T9201に定めるティッピングレバー耐荷重試験(目視、触感等)	ダミー荷重負荷パッド車いす固定	ダミーを載せた車いすを固定し、荷重を負荷パッドの凹型凸型のいずれかによって一方のティッピングレバー端部から24mmの位置にティッピングレバーに対して垂直方向に5~10秒間加える	△
		(5)	手押しハンドル上方耐荷重試験で各部の破損、割れ及び使用上支障のある変形が無いこと	JIS T9201に定める手押しハンドル上方耐荷重試験(目視、触感等)	ダミー、車いす固定	ダミーを載せた車いすを固定し、50mm幅のベルトなどを介して、両方の手押しハンドルへ同時に上方へ向け、荷重を5~10秒間加える	△
		(6)	グリップ耐離脱性試験でグリップが抜けないこと	JIS T9201に定めるグリップ耐離脱性試験(抜けないことを確認)	引き抜くジグが必要	グリップを250Nの力で10秒間引張る	○
		(7)	フットサポート上方耐荷重試験で各部の破損、割れ及び使用上支障のある変形が無いこと	JIS T9201に定めるフットサポート上方耐荷重試験(目視、触感等)	負荷装置が必要 ダミー荷重負荷パッドストラップ	ダミーを載せた車いすを置き、負荷パッド又は、50mmのストラップを介して垂直荷重を欠くか重点に荷重負荷速度15mm/minで5~10秒間加える	△
5	耐衝撃性	(1)	バックサポート斜め耐衝撃性試験で各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形が無いこと。バックサポート高320mm未満のものはこの限りでない	JIS T9201に定めるバックサポート斜め耐衝撃性試験(目視、触感等)	ダミー、錘、衝突装置、車いすの支え	ダミーの大腿部を載せた車いすのバックサポートに25kgの重りを30°の衝突角度で衝突するように2回衝突させる	△
		(2)	フットサポート耐衝撃性試験で各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形が無いこと	JIS T9201に定めるフットサポート耐衝撃性試験(目視、触感等)	〃	ブレーキを外した車いすに、側方衝撃試験、前方衝撃試験のそれぞれにおいて、10kgの重りを式(1)で求められた衝突角度θから衝突させる $\cos\theta = 1 - (M_d + M_w) / 377$ θ: 衝突角度(°) M <sub>d</sub> : ダミー質量(kg) M <sub>w</sub> : 車いす質量(kg)	△
		(3)	ハンドリム耐衝撃性試験で各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形が無いこと	JIS T9201に定めるハンドリム耐衝撃性試験(目視、触感等)	〃	ダミー、錘	△
		(4)	キャスタ耐衝撃試験で各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形が無いこと	JIS T9201に定めるキャスタ耐衝撃性試験(目視、触感等)	負荷装置が必要(負荷速度15mm/min)	錘	△
6	耐久性	(1)	走行耐久試験で各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形が無いこと	JIS T9201に定める走行耐久性試験(目視、触感等)(確認は試験成績書)	シャシーダイナモのような走行可能な試験装置が必要		×
		(2)	車いす落下試験で各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形が無いこと	JIS T9201に定める車いす落下試験(目視、触感等)(確認は試験成績書)		硬い水平面に落下させる	△
		(3)	駐車用ブレーキの耐久試験で各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形が無いこと	JIS T9201に定める駐車用ブレーキの耐久試験(目視、触感等)(確認は試験成績書)	0.5Hzでブレーキをかける方法?	0.5Hzを超えない周波数でブレーキをかけてから外す一連動作を6万回繰り返す	△
7	付属品	7	確実に取付けまたは取外しができ、使用者及び介護者の使用上の安全性を損なわないもの(障害を与えるようなばり、かえりまたは鋭い突起等が無いこと)	目視、触感等			○

\*テストダミー: JIST9201(付属書3)で定める人体の一部を重りに置き換えたもの

# 手動車いすの認定基準及び基準確認方法(製品安全協会)

## 表示及び取扱説明書安全性品質

評価: ○可能、△おそらく可、×不可

大分類	項目	小分類	認定基準	確認方法	備考	評価
1	表示	1	容易に消えない方法で次の事項を表示する	必要事項の有無は目視 表示の消えにくさは触感等		
		(1)	申請者(製造業者、輸入業者等)の名称またはその略号			
		(2)	製造年月もしくは輸入年月またはその略号			
		(3)	使用者最大荷重(積載物も含む)			
2	取扱説明書	2	次に示す趣旨の一般の使用者向けの項目が記載された取扱説明書を添付(製品に該当しない項目は省略可) (1)は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示す (10)、(11)は安全警告表示を併記して、より認知しやすいようにする 販売店、レンタル事業者等向けの情報も用意する	一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること  基本用語(JIST0201付属書2参照) (1)は、枠で囲んだり、他の文字より大きな文字や異なった目立つ色彩を用い、認知しやすいものであること  (10)、(11)は、安全警告表示を併記したり、目立つ色彩を用い、認知しやすいことを確認  販売店、レンタル事業者向けの情報は、その旨の表書きを付記して、使用者向けの取扱説明書とは別に用意する。  下記が記載されていること ・調整方法 使用者に合わせた調節を要する部分がある場合は、その部位と調整方法を記載する。なお、必要な技術知識や研修を要しなければ行ってはならない調整がある場合などは、その旨を明記する。 ・修理方法 修理を行う場合は、その方法を具体的に記載すること。なお、必要な技術や研修を要しなければ行ってはならない修理箇所がある場合などは、その対処方法を明記すること。 ・保守方法 レンタル事業者等において、保守を行う場合は、その方法を具体的に記載すること。なお、必要な技術知識や研修を要しなければ行ってはならない修理箇所がある場合は、その対処方法を明記すること。再レンタル時の、対一般使用者向けのための取扱説明書等の提供情報の維持及びその方法についても記載すること。		
		(1)	取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管する			
		(2)	各部の名称(図で示すこと)			
		(3)	屋外専用のものにあつてはその旨			
		(4)	基本製品情報 (自走用標準形車いすの場合) 「この車いすは、自身でハンドルリムを駆動して手操作する車いすです。この車いすは、特別な身体保持具、バックサポート(背)の角度調整、座位の姿勢変換(昇降、旋回等)等の機構が無い標準形の自走用車いすです。また、スポーツ用、入浴用等の特殊な使用目的のものではありません。なお、購入時はこの標準形が適している、特殊な身体保持具などが必要になってきた場合など、標準形が使用に適さなくなることがあります。」 (介護用標準車いすの場合) 「この車いすは、介助者が操作する車いすです。この車いすは、バックサポート(背)の角度調整、座位の姿勢変換(昇降、旋回等)等の機構が無い標準形の介護用車いすです。なお、購入時はこの標準形が適している、特別な身体保持具などが必要になってきた場合など、標準形が使用に適さなくなることがあります。」			
		(5)	諸元表			
		(6)	部品及び付属品の一部が取り外されているもの、または、調節・折りたたみ機構等を有するものは、その組立または調節・折りたたみの方法及び注意 *具体的に調整が必要な箇所、その方法について示す			
		(7)	駐車用ブレーキ及び制動ブレーキの操作方法			
		(8)	シートベルトの使用法			
		(9)	介助するための操作・注意事項(図で示すこと。また、段差、傾斜などの操作・注意事項等も記載)			
		(10)	使用上の注意(以下を含むこと) a 使用前には各部を点検すること b 調節式フットレストにあつては、最下部の地上高さを50mm以上にして使用すること c 車いすの乗り降りの再には、必ず左右両輪を固定する(乗降時、離れる際、ベッド等の移乗時等) d 使用者最大体重は積載物も含んだ重さであり、体重制限を守って使用すること e 車いすのバランスを崩して転倒するので、フットレストの上に足を乗せて立ち上がらないこと			
		(11)	走行上の注意(以下を含むこと) a 踏切等の溝を越えるときは、前輪キャスタを挟み込まないように注意すること b 段差や凹凸等のある路面等を走行するときは、前のめりにならないように、注意して操作すること c 走行中身体を乗り出したりして、走行の安定性を損なうことのないように注意すること d 走行中、足がフットレストから落ちないように注意すること			

## 表示及び取扱説明書安全性品質

評価：○可能、△おそらく可、×不可

大分類	項目	小分類	認定基準	確認方法	備考	評価
2	取扱説明書	(12)	各部の点検方法及び故障時の対処方法(以下を含むこと)	(前ページと同様)		
		a	ブレーキの効き(レバー等の動作の確実さ、摩耗がないかの点検、必要に応じて交換などすること			
		b	タイヤの保守の仕方(バルブの点検方法、タイヤの摩耗時の保守等)			
		c	タイヤの空気圧(OkPa)は、適正に保つこと			
		(13)	保管方法(保管によくない環境を明示)及び手入れ方法			
(14)	SGマーク制度は、車いすの欠陥によって発生した人身事故に対する賠償制度である					
(15)	製造事業者、輸入事業者または販売事業者の名称、住所及び電話番号					

# シルバーカーの認定基準及び基準確認方法(製品安全協会)

## 安全性品質

評価: ○可能、△おそらく可、×不可

大分類	項目	小分類	認定基準	確認方法	試験機・測定機等	備考	評価
1	外観、構造及び寸法	(1)	仕上げは良好で、各部の変形、がた、き裂、溶接不良等が無く、人体に触れる部分には、鋭い突起、角部等が無いこと	目視及び触感			○
		(2)	外部に現れるボルト・ナット等の先端は、著しく突出していないこと	〃			○
		(3)	表面処理をしている面は、素地の露出、はがれ、さび等の不良が無いこと	〃			○
		(4)	高さ調節機構を有するものにあつては、高さ調節が容易で、使用中容易に緩まないこと	操作等			○
		(5)	折り畳み式のものにあつては、使用中容易に外れたり折りたたまれないこと	〃			○
		(6)	座面を有するものにあつては、使用中容易に外れたり折りたたまれないこと	〃			○
		(7)	駐車用のストッパを有すること。なお、ストッパの操作は容易で、かつ確実に、前輪または後輪のいずれかの左右両輪を固定できること	〃			○
		(8)	走行を制御するハンドブレーキを有するものにあつては、ハンドブレーキの操作は容易で、かつ確実に、前輪または後輪のいずれかの左右両輪を制御できること	〃			○
		(9)	キャスタを有するものにあつては、キャスタ機構の可動防止のための措置を講じていること	〃			○
		(10)	直進させたとき、走行上支障がなく、各車輪に著しい振れ、偏り等が無いこと	〃			○
2	寸法	(1)	ハンドルのグリップ部の直径は20mm以上	スケール等	ノギス等		○
		(2)	車輪の直径は、100mm以上	〃	直定規等		○
		(3)	座面を有するものにあつては、座面の地上高さは350mm以上	〃	直定規、メジャー等		○
3	安定性	(1)	傾斜安定性試験で転倒しないこと	傾斜安定性試験(目視)	傾斜台、(バック付きは発泡スチロールと砂袋が必要)	15°の傾斜した台の上にシルバーカーを置き、前後左右で転倒を確認	○
		(2)	ハンドル安定性試験で、転倒することなく、かつ、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形が無いこと	ハンドル安定性試験(目視及び触感)	錘	ハンドルに200Nを鉛直下向きに加え、転倒しないことを確認 一体式と分離式がある	○
		(3)	座面を有するものは、座面の安定性試験で転倒しないこと	座面安定性試験(目視及び触感)		あて板を介して600Nの力を加え転倒しないことを確認	○
4	ストッパの保持力	4	ストッパの保持力試験で、車輪の回転がなく、試験後もストッパの操作は円滑であること	ストッパ保持力試験(目視及び操作)	傾斜台、錘		○
5	ハンドブレーキの制動力	5	ハンドブレーキを有するものは、ハンドブレーキの制動力試験で、傾斜の下り坂で自然に滑走しようとする力を1/2以下にできること	ハンドブレーキ制動力試験(ハンドル部の力)	荷重計、傾斜台、錘	ハンドルに6kgの錘をつけ、5°の傾斜板上を自然滑走しようとする力をハンドル部で測定	○
6	強度	(1)	ハンドルのトルク試験で、各部の損傷、外れ及び使用上支障のある変形がないこと	ハンドルのトルク試験(目視及び触感)	荷重計、固定具、棒	左右両側の車輪部とハンドルにバーを固定し、バーを水平方向に100Nの力で1分間加え、除荷する	○
		(2)	座面を有するものは、座面の強度試験で、各部の損傷、外れ及び使用上支障のある変形がないこと	座面の強度試験(目視及び触感)	木製あて板	あて板を介して1200Nの力を垂直下向きに1分間加える	○
7	走行耐久試験	7	走行耐久性試験で、固定用のロックにゆるみがなく、かつ、各部に損傷、外れ及び使用上支障のある変形がないこと	走行耐久性試験(ロックの緩みや変形を目視及び触感)	回転ドラム、錘	前輪をドラムに載せ、100rpmで10分間又は60分間走行させる	×
8	材料	8	耐食材料以外の金属で、さびの恐れのある箇所、接触腐食が起こる恐れのある箇所には、防せい処理が施されていること	目視等			○
9	付属品	9	付属品は使用上の安全性を損なわないこと(障害を与えるような先鋭部、ばり、まくれ等の有無とその材質、機能等について)	目視、触感、操作等			○

# シルバーカーの認定基準及び基準確認方法(製品安全協会)

## 表示及び取扱説明書安全性品質

評価: ○可能、△おそらく可、×不可

大分類	項目	小分類	認定基準	確認方法	備考	評価
1	表示	1	容易に消えない方法で、次の事項を表示 なお、(3)から(7)はフレームやバッグ等の見やすい箇所に大きな字で表示し、(5)及び(6)は、表示の最初に記載して認知しやすいものであること。ただし、その製品に該当しない項目については省略可	表示の消えにくさ、剥がれにくさ及び必要項目の有無を、目視及び触感で確認 なお、(3)から(7)の文字の大きさ(縦寸法)が4.9mm以上あることを確認 また、(4)最大使用者体重は100kg以下とし、(5)から(7)は、安全警告表示を併記したり、その事項を枠で囲んだり、目立つ色彩を用いたりして認知しやすいものであることを確認		
		(1)	申請者(製造業者、輸入業者等)の名称又はその略号			
		(2)	製造年月もしくは輸入年月又はその略号			
		(3)	バッグの載荷重(最大積載荷重:kg)			
		(4)	最大使用者体重(kg)			
		(5)	品名:シルバーカー			
		(6)	使用対象者 この製品は主として自立歩行できる高齢者が、より安定して歩行できるように補助的に使用するものである旨 手すり等の固定したものにつかまらなければ歩行できない人等には適さない			
a	使用上の注意	a	使用前に固定用のロックがかかっているか確認すること。ロックがかかっていると、折りたたみ危険である旨	手で固定用ロックをかけるものは、ロックはフレームの色と異なる色、目立つ色等を用い、認知しやすいものであること		
		b	座面を使用する場合、必ず駐車用ストッパを左右両輪にかけて使用する旨			
		c	ハンドブレーキがついていないため、坂道の使用では十分注意する旨 (「ハンドブレーキがついていないもの」に限る)			
2	取扱説明書	2	次に示す趣旨の取扱説明書を添付。ただし、その製品に該当しない事項は省略可 なお、(1)、(2)及び(3)は取扱説明書の表紙の見やすい箇所に示し、(10)については、安全警告表示を併記し、認知しやすいものであること	専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであるかを確認 なお、(1)、(2)及び(3)については、枠で囲んだり、他の文字よりも大きな文字や異なった目立つ色彩を用いる等、認知しやすいように示されていること また、(2)及び(3)は、さらに購入前に容易に参照できるような方法で示されており、かつ、記載内容が容易に理解できるものであることを確認		
		(1)	取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管すること			
		(2)	品名:シルバーカー			
		(3)	使用対象者 この製品は主として自立歩行できる高齢者が、より安定して歩行できるように補助的に使用するものである旨 手すり等の固定したものにつかまらなければ歩行できない人や、介助者に手伝ってもらわなければ歩行できない人等には適さない旨 使用に適しているか否か不明な場合は、必要に応じて専門家(福祉用具専門相談員、作業療法士、理学療法士等)に相談し購入されることを勧める旨			
		(4)	各部の名称(図で示すこと)			
		(5)	組立又は調節・折り畳み等の方法及び注意方法		ロックつきのものは、ロックがかかった状態を図等で示すこと。(ロックがかかった図や、確認方法について示すこと)	
		(6)	駐車用ストッパ及びハンドブレーキの操作方法			
		(7)	座面の使用方法			
		(8)	バッグ内に乳幼児を乗せたり、座面上に乗せたまま移動しない旨			
		(9)	保管方法(雨ざらしにしない等)及び手入れ方法			
(10)	使用上の注意					
a	加齢等によって、この製品が合わなくなり危険となる場合がある旨 屋内の移動が困難になったり、野外でも短距離の移動が困難になった場合には使用を中止すること。また、定期的に専門家等にこの製品が適切かどうかを確認する旨					
b	使用前にロック(フック)がかかっているか確認すること。ロックがかかっていると、折りたたみ危険である旨					
c	最大使用体重を守る旨					
d	バッグ内に0kg(載荷重)以上の荷物を載せない旨					
e	使用前は各部を点検し、特にハンドブレーキの左右両輪の性能について十分確認して使用する旨					



表示及び取扱説明書安全性品質

評価：○可能、△おそらく可、×不可

大分類	項目	小分類	認定基準	確認方法	備考	評価
2	取扱説明書	f	組立て及び調節は確実にを行う旨	(前ページと同様)		
		g	段差や溝などにつまずくと転倒する恐れがある旨。また、段差を斜めに侵入することは止める旨。段差の手前では必ず一旦止まり、十分注意する旨			
		h	交通の頻繁なところ、混雑しているところ及び夜間での使用は十分注意する旨			
		i	タイヤ及びブレーキの摩耗が無いか保守・点検し、必要に応じて交換等する旨			
		j	座面を使用する場合、必ず駐車用ストッパを左右両輪にかけて使用する旨。また、傾斜地では使用しない旨			
		k	ハンドルに寄りかかると車体だけが前に行き、転倒することがあるので注意する旨			
		l	ハンドブレーキを使用するときは、左右両輪を同時にかけること。片方ブレーキをかけると転倒しやすいので注意する旨			
		(11)	SGマーク制度は、シルバーカーの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨			
		(12)	諸元表(各部寸法、重量等)			
		(13)	製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号			

# 歩行車(ロータ及びウォーキングテーブル)の認定基準及び基準確認方法(製品安全協会)

## 安全性品質

評価: ○可能、△おそらく可、×不可

大分類	項目	小分類	認定基準	確認方法	試験機・測定機等	備考	評価
1	外観及び構造	(1)	仕上げは良好で、変形、がた、き裂等がなく、人体に触れる部分には突起、角部がない	目視及び感触			○
		(2)	表面処理面に、露出、はがれやさび等の不良はなく、安全性を損なわない	〃			○
		(3)	高さ調節機構を有するものは調整が容易で、緩まない構造	操作等			○
		(4)	折り畳み式は、操作が容易で、使用中外れたり、折りたたまれない構造	〃			○
		(5)	座面を有するものは、使用中容易に外れたり、折りたたまれない構造	〃			○
		(6)	座面付き・屋外用のものは、駐車用ストッパーを有し、操作が容易で、左右両輪固定できる構造	〃			○
		(7)	A形・B形屋外用は、走行制御ハンドブレーキを有し、操作は容易で確実に行え、前・後輪を確実に制御できる構造	〃			○
		(8)	後脚に車輪を有しないものは、交換可能な先端ゴムを有する	目視及び感触			○
		(9)	直進させたとき走行上支障なく、各車輪に著しい振れ、偏り等がない	操作等			○
2	寸法	(1)	ハンドルグリップ部の直径は、20mm以上50mm以下	スケール等(4箇所測定)	ノギス、マイクロメータ等		○
		(2)	屋内用の前輪の直径は75mm以上	スケール等	〃		○
		(3)	屋外用の前輪の直径は180mm以上	〃	〃		○
		(4)	屋外用の前輪の幅は28mm以上(車輪をダブルで使用するものはこの限りではない)	〃	〃		○
3	安定性	(1)	前方安定性試験(A形:15.0°以上、B形屋外用:15.0°以上、B形屋内用:10.0°以上)	前方安定性試験(転倒角度)	傾斜台、錘、ストッパー	傾斜台の上に前輪を下方に斜面に対して平行に置き、ハンドグリップに鉛直下方に力を加える(タイプにより方法が異なる)	○
		(2)	後方安定性試験(A形:7.0°以上、B形屋外用:7.0°以上、B形屋内用:4.0°以上)	後方安定性試験(転倒角度)	〃	傾斜台の上に後輪を下方に斜面に対して平行に置き、ハンドグリップに鉛直下方に力を加える(タイプにより方法が異なる)	○
		(3)	側方安定性試験(A形:3.5°以上、B形屋外用:3.5°以上、B形屋内用:3.5°以上)	側方安定性試験(転倒角度)	〃	傾斜台の上に前後輪を下方に斜面に対して平行に置き、ハンドグリップに鉛直下方に力を加える(タイプにより方法が異なる)	○
4	座面の強度	4	座面の強度試験で破損、外れ及び使用上のある変形がないこと	座面強度試験	あて板、錘	座面に1200Nの力をあて板を介して鉛直下方に1分間加える	○
5	静的強度	5	静的強度試験で破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと	静的強度試験	錘	歩行車を水平平坦な面に置き、鉛直下方に力を加える	○
6	疲労強度	6	疲労強度試験で破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと	疲労強度試験 (試験の確認は試験証明書)	負荷装置?が必要	歩行車の車輪を1.4km/hで移動する面におき、800Nの力で鉛直下方に繰返し20万回加える(タイプにより実験条件が異なる)	△
7	材料	7	耐食材料以外の金属で、さびの出る箇所、接触腐食が起こる箇所には防せい処理が施されている	目視等			○
8	付属品	8	附毒品は使用上の安全性を損なわない	目視及び操作			○

## 表示及び取扱説明書安全性品質

大分類	項目	小分類	認定基準	確認方法	備考	評価
1	表示	1	容易に消えない方法で次の事項を表示	表示の消えにくさ、剥がれにくさ及び必要事項の有無を目視及び触感等		
		(1)	申請者(製造業者、輸入業者等)の名称又はその略号			
		(2)	製造年月もしくは輸入年月又はその略号			
		(3)	最大使用者体重			
		(4)	座面使用の場合、駐车用ストッパーを左右両輪にかけて使用			
		(5)	屋内用(屋内専用のもの)			
		(6)	ハンドルを適切な位置で使用しないと安定性が悪くなることもある (ハンドルを左右方向に調節できるもの)			
		(7)	ハンドルの適切な調節位置 ・最大伸張位置(高さ調節ができるもの) ・ハンドルの長軸中心線と移動方向中心線(ハンドルを左右方向に調節できるもの)			
(8)	幅、長さ、支持板等の適切な調節位置 ・幅の伸張位置(幅調節ができるもの) ・長さの伸張位置(長さ調節ができるもの) ・支持板の伸張位置(支持板の調節ができるもの)					
2	取扱説明書	2	次に示す趣旨の取扱説明書を添付	一般消費者が容易に理解できるものであること (1)は、枠で囲んだり、他の文字より大きい文字 (9)は、安全警告標識を併記し、目立つ色彩を用いたりして認識しやすいもの		
		(1)	取扱説明書を必ず読み読んだ後保管する			
		(2)	各部の名称(図で示す)			
		(3)	組立または調整等の方法及び注意 ・ハンドルを適切な位置で使用しないと安定性が悪くなることもある (ハンドルを左右方向に調節できるもの) ・高さ調節は最大伸張の位置以下で使用する(高さ調節できるもの) ・幅、長さ、支持板の調整は適切な調節位置で行うこと (本体の幅、長さ、支持板の調節ができるもの)			
		(4)	駐车用ストッパー及びハンドブレーキの操作方法			
		(5)	座面の使用方法(座面付きのもの)			
		(6)	屋内である旨(屋内専用のもの)			
		(7)	バッグ内に乳幼児を乗せたり、座面上に人を乗せたまま移動しない(バッグ付きのもの)			
		(8)	保管方法(雨ざらしにしないこと等)及び手入れ方法			
		(9)	使用上の注意 ・最大使用体重を守る ・使用前は各部を点検、特にハンドブレーキの左右両輪の性能について十分確認する ・組立ておよび調節は、確実に行う ・段差及び溝などのあるところでの使用は十分注意する ・交通の頻繁なところ、混雑しているところ及び夜間での使用は注意 ・タイヤ及びブレーキの摩耗が無いかを保守・点検し、必要に応じて交換等をする ・座面を使用の場合、必ず駐车用ストッパーを左右両輪にかけて使用、傾斜地では使用しない ・ハンドブレーキの使用時は、左右両輪を同時にかける			
		(10)	SGマーク精度は、歩行者の欠陥によって発生した人身事故に対する賠償制度である			
		(11)	諸元表(各部の寸法、重量など)			
(12)	製造業者、輸入業者または販売業者の名称、住所及び電話番号					

# 入浴用いすの認定基準及び基準確認方法(製品安全協会)

評価：○可能、△おそらく可、×不可

## 安全性品質

大分類	項目	小分類	認定基準	確認方法	試験機・測定機等	備考	評価
1	外観、構造及び寸法	(1)	仕上げは良好で、使用時に身体に触れる部分には、傷害を与えるような先鋭部、ばり等が無く、かつ、外部に現れるボルト・ナットなどの先端は著しく突き出していないこと	目視、触感等			○
		(2)	各部の接合、組み立て等は良好で、緩み、がた、変形等が無いこと	〃			○
		(3)	各部の高さ調節機構を有するものにあつては、高さ調節が容易で、使用中容易に緩まない構造であること	〃			○
		(4)	折り畳み式のものにあつては、操作は容易で、使用中に容易に外れたり、折りたたまれない構造であること	操作等			○
		(5)	ひじ掛け及び背もたれを有しているものにあつては、ひじ掛けと背もたれとの隙間に身体が挟まれないこと	ひじ掛け及び背もたれで構成される隙間は、首が入らない隙間であることを、目視、操作等で確認			○
2	安定性	(1)	前方安定性試験で、転倒しないこと	前方安定性試験	荷重計？ 荷重装置？ ストップパ、あて板	前脚部をストップパに当て、座面にあて板を介して600Nを垂直に加え、さらに前方へ60N水平に加える	○
		(2)	ひじ掛けが無いものにあつては、ひじ掛け無し側方安定性試験で、転倒しないこと	ひじ掛けなし側方安定性試験	〃	片側脚部をストップパに当て、座面にあて板を介して600Nを垂直に加え、さらに側方へ60N水平に加える	○
		(3)	ひじ掛けを有しているものにあつては、ひじ掛け付きの側方安定性試験で、転倒しないこと	ひじ掛け付き側方安定性試験	〃	片側脚部をストップパに当て、座面にあて板を介して250Nを垂直に加え、肘中央部に350Nの垂直力を加え、この位置を側方へ60N水平に加える	○
		(4)	背もたれが無いものにあつては、背もたれ無しの後方安定性試験で、転倒しないこと	背もたれ無し後方安定性試験	〃	後脚部をストップパに当て、座面に600Nを垂直に加え、背もたれの後方へ水平に力を加える	○
		(5)	背もたれを有しているものにあつては、背もたれ付きの後方安定性試験で、転倒しないこと	背もたれ付き後方安定性試験	〃	後脚部をストップパに当て、座面にあて板を介して600Nを垂直に加え、この位置を後方へ60N水平に加える	○
3	垂直安定性	(1)	ひじ掛け又ははにぎりを有しているものにあつては、ひじ掛け又ははにぎりの垂直安定性試験で、脚部の浮き上がりが無いこと	ひじ掛け又ははにぎり垂直安定性試験	荷重計？ 荷重装置？	片側のひじ掛け又ははにぎりの中央に800Nの力を垂直に加える	○
		(2)	背もたれを有しているものにあつては、背もたれの垂直安定性試験で、脚部の浮き上がりが無いこと	背もたれ垂直安定性試験	荷重計？ 荷重装置？	背もたれの中央に500Nの力を垂直に加える	○
4	強度	(1)	座面の静的強度試験で、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと	座面静的強度試験	繰返し負荷装置	座面にあて板を用い、1300Nの力を下方に10秒間、繰返し10回加える	○
		(2)	背もたれを有しているものにあつては、背もたれの静的強度試験で、各部の破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと	背もたれ静的強度試験	〃	4つの脚を固定し、背もたれにあて板を介して560N力を10秒間、繰返し10回加える	○
		(3)	ひじ掛けを有しているものにあつては、ひじ掛けの静的水平試験で、各部の破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと	ひじ掛け静的水平試験	〃	ひじ掛けにあて板を用い、400Nで力で外向きに10秒間、繰返し10回加える	○
		(4)	ひじ掛けを有しているものにあつては、ひじ掛けの静的垂直試験で、各部の破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと	ひじ掛け静的垂直試験	〃	ひじ掛けにあて板を用い、800Nの垂直荷重を10秒間、繰返し10回加える	○

評価：○可能、△おそらく可、×不可

## 安全性品質

大分類	項目	小分類	認定基準	確認方法	試験機・測定機等	備考	評価
5	耐久性	(1)	座面の耐久性試験で、各部の破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと	座面耐久試験	〃	座面にあて板を用い、950Nの力を、繰返し12500回加える	△
		(2)	背もたれを有しているものにあつては、背もたれの耐久性試験で、各部の破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと	背もたれ耐久性試験	〃	背もたれにあて板を用い、330Nの力を、繰返し12500回加える	△
6	耐落下衝撃	6	入浴用いすは耐落下衝撃試験で、各部の破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと	入浴用いす耐落下衝撃試験		前脚の1つを10回、後脚部の1つを10回床面に落下	○
7	滑り抵抗	7	入浴用いすは滑り抵抗試験で、移動しないこと	入浴用いす滑り抵抗試験 (質量60kgの錘を載せ、下端部を180Nの力で前方及び側方に加えたとき、移動しないことを目視で確認)	フォースゲージ 錘、スプリング	試験片は厚さ2mm以上のステンレス鋼	○
8	材料	8	耐食性材料以外の金属は、防せい処理が施されていること	目視、触感等			○

## 表示及び取扱説明書安全性品質

大分類	項目	小分類	認定基準	確認方法	備考	評価
1	表示	1	製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示 なお、(3)は、見やすい箇所に大きな字で表示すること	表示の消えにくさ、剥がれにくさ及び必要な項目の有無を目視及び触感により確認 また、(3)の文字の大きさ(縦寸法)は4.9mm以上であること		
		(1)	申請者(製造業者、輸入業者等)の名称またはその略号			
		(2)	製造年月もしくは輸入年月又はその略号			
		(3)	最大使用者体重(100kg以下で表示)			
		(4)	各部の寸法、質量(重さの意)、材質(表示場所は包装でも可)			
2	取扱説明書	2	製品には、次に示す主旨の事項を明示した取扱説明書を添付。ただし、その製品に該当しない事項については省略可。 また、一般消費者が容易に理解できる大きな文字で明示すること なお、(1)は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(5)については、安全警告標識を併記し、認知しやすいものであること	一般消費者が容易に理解できるものであることを確認 (1)は枠で囲んだり、他の文字より大きな文字や異なった目立つ色彩を用い、より認知しやすいものであること (5)は安全警告標識を併記し、目立つ色彩を用いたりして認識しやすいものであること		
		(1)	取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管する			
		(2)	各部の名称(図で示すこと)			
		(3)	組立及び高さの調節方法			
		(4)	手入れ方法(洗剤、消毒剤等の明示)			
		(5)	使用方法			
		(6)	使用上の注意 ・使用前には各部を点検して使用すること ・購入する際は、購入先や専門家などに、適切な選択やフィッティングの相談をすることが望ましい ・転倒の恐れがあるので、背もたれにつかまって立ち座りしないこと ・石鹸水やシャンプーなどで座面や床と接する部分が滑りやすくなるので、注意する旨 ・人が乗った状態で移動させないこと ・踏み台替わりに使用しないこと ・最大使用者体重を守ること			
		(7)	諸元表(各部の寸法、質量、材質、耐熱温度等)			
		(8)	製造時業者、輸入事業者または販売業者の名称、住所及び電話番号			

# ポータブルトイレの認定基準及び基準確認方法(製品安全協会)

## 安全性品質

評価: ○可能、△おそらく可、×不可

大分類	項目	小分類	認定基準	確認方法	試験機・測定機等	備考	評価
1	外観、構造及び寸法	(1)	仕上げは良好で、使用時に身体に触れる部分には、傷害を与えるような先鋭部、ばり等がなく、かつ、外部に現れるボルト・ナットなどの先端は著しく突き出していないこと	目視、触感等			○
		(2)	各部の接合、組み立て等は良好で、緩み、がた、変形等が無いこと	〃			○
		(3)	各部の高さ調節機構を有するものにあつては、高さ調節が容易で、使用中容易に緩まない構造であること	〃			○
		(4)	ひじ掛け及び背もたれを有しているものにあつては、ひじ掛けと背もたれとの隙間に身体が挟まれないこと	ひじ掛け及び背もたれで構成される隙間は、首が入らない隙間であることを、目視、操作等で確認			○
2	安定性	(1)	前方安定性試験で、転倒しないこと	前方安定性試験	荷重計? 負荷装置?	ストッパ	○
		(2)	ひじ掛けが無いものにあつては、ひじ掛け無し側方安定性試験で、転倒しないこと	ひじ掛けなし側方安定性試験	〃	〃	○
		(3)	ひじ掛けを有しているものにあつては、ひじ掛け付き側方安定性試験で、転倒しないこと	ひじ掛け付き側方安定性試験	〃	〃	○
		(4)	背もたれが無いものにあつては、背もたれ無し後方安定性試験で、転倒しないこと	背もたれ無し後方安定性試験	〃	〃	○
		(5)	背もたれを有しているものにあつては、背もたれ付き後方安定性試験で、転倒しないこと	背もたれ付き後方安定性試験	〃	〃	○
3	強度	(1)	便座面の静的強度試験で、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと	便座面静的強度試験	繰返し負荷装置	あて板を用い、1300Nの力を下方に10秒間、繰返し10回加える	○
		(2)	ふた上面に座れるもの(座面付き)にあつては、座面の静的強度試験で、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと	座面静的強度試験	〃	〃	○
		(3)	背もたれを有しているものにあつては、背もたれの静的強度試験で、各部の破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと	背もたれ静的強度試験	〃	あて板を用い、560Nの力を下方に10秒間、繰返し10回加える(固定が必要)	○
		(4)	ひじ掛けを有しているものにあつては、ひじ掛けの静的水平試験で、各部の破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと	ひじ掛け静的水平試験	〃	ひじ掛けの最も破損しやすい位置に400Nの水平力を繰返し10回加える(固定が必要)	○
		(5)	ひじ掛けを有しているものにあつては、ひじ掛けの静的垂直試験で、各部の破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと	ひじ掛け静的垂直試験	〃	ひじ掛けの最も破損しやすい位置に800Nの水平力を繰返し10回加える(固定が必要)	○
4	耐久性	(1)	便座面の耐久性試験で、各部の破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと	座面耐久試験	〃	950Nの力を繰返し12500回加える(本体固定、あて板が必要)	△
		(2)	背もたれを有しているものにあつては、背もたれの耐久性試験で、各部の破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと	背もたれ耐久性試験	〃	あて板を用い、330Nの力を繰返し12500回加える	△
5	耐落下衝撃	5	ポータブルトイレは耐落下衝撃試験で、各部の破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと	ポータブルトイレ耐落下衝撃試験			○
6	滑り抵抗	6	ポータブルトイレは滑り抵抗試験で、移動しないこと	ポータブルトイレ滑り抵抗試験 (質量60kgの錘を載せ、下端部に180Nの力で水平引っ張り、移動しないことを目視で確認)		試験片 (2mm以上のステンレス鋼板)	○
7	電気部品	7	電気部品が取り付けられているものは、電気用品安全法で定めた技術基準に適合していること	電気用品安全法で定めた表示等により確認			○
8	付属品	8	付属品は、使用上の安全を損なわないこと	傷害を与えるような突起、先鋭部、ばり等の有無及び構造等について、目視、触感等で確認			○

## 表示及び取扱説明書安全性品質

大分類	項目	小分類	認定基準	確認方法	備考	評価
1	表示	1	製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示 なお、(3)は、見やすい箇所に大きな字で表示すること	表示の消えにくさ、剥がれにくさ及び必要な項目の有無を目視及び触感により確認 また、(3)の文字の大きさ(縦寸法)は4.9mm以上であること		
		(1)	申請者(製造業者、輸入業者等)の名称またはその略号			
		(2)	製造年月もしくは輸入年月又はその略号			
		(3)	最大使用者体重(100kg以下で表示)			
		(4)	各部の寸法、質量(重さの意)、材質(表示場所は包装でも可)			
2	取扱説明書	2	ポータブルトイレには、次に示す主旨の取扱説明書を添付。ただし、その製品に該当しない事項については省略可。また、一般消費者が容易に理解できる大きな文字で明示すること。なお、(1)は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(7)については、安全警告標識を併記し、認知しやすいものであること	一般消費者が容易に理解できるものであることを確認 (1)は枠で囲んだり、他の文字より大きな文字や異なった目立つ色彩を用い、より認知しやすいものであること (7)は安全警告標識を併記し、目立つ色彩を用いたりして認識しやすいものであること		
		(1)	取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管する			
		(2)	各部の名称(図で示すこと)			
		(3)	組立及び高さの調節方法			
		(4)	手入れ方法(洗剤、消毒剤等の明示)			
		(5)	使用方法及び使用後の注意(汚物の処理方法等)			
		(6)	設置場所の注意 ・安定の悪い箇所に設置しないこと ・火気の近くに設置しないこと			
		(7)	使用上の注意 ・使用前には各部を点検し、組立て式の場合は組立を確実にしていることを確認して使用すること ・調節可能なものにあつては、購入先や専門家等にフィッティングの相談をすることが望ましいこと ・使用者の身体状況により、介助者が付き添ったり、購入先や専門家等に相談すること ・背もたれにつかまって立ち座りしないこと ・ふたに寄りかからないこと(背もたれ付きは除く) ・ふた上面に座らないこと(座面付きは除く) ・踏み台替わりに使用しないこと ・最大使用者体重を守ること ・電装品が付属しているものは、電装品の取り扱いの注意事項 ・電装品が付属しているものは、持ち運び上の注意事項(持ち運ぶ際に落下させないように注意することなど)			
		(8)	諸元表(各部の寸法、質量、汚物受けの容量等)			
		(9)	SGマーク制度は、ポータブルトイレの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度であること			
(10)	製造時業者、輸入事業者または販売業者の名称、住所及び電話番号					



# 電動立上り補助いすの認定基準及び基準確認方法(製品安全協会)

## 安全性品質

評価: ○可能、△おそらく可、×不可

大分類	項目	小分類	認定基準	確認方法	試験機・測定機等	備考	評価
1	外観、構造及び寸法	(1)	仕上良好であり、使用時に身体に傷害を与えるおそれがあるばり、先鋭部等が無いこと	水平、平坦な床面上に、取扱説明書どおりに正常に組立てた状態で置き、(以下時に指定のある場合を除いて、同様とする)、目視、触感等で確認			○
		(2)	外部に現れるボルト・ナット等の先端は著しく突出していないこと	目視、触感等			○
		(3)	ひじ部と背もたれとの間に首が挟みこまれる構造でないこと	ひじ部と背もたれとの間にすき間が生じるものにあつては、その最小間隔が120mm以上であること。ただし、ひじ部と背もたれとの間のV字状に開口した部位が生じるものにあつては、その開口部に円筒ゲージ(直径50mm、長さ100mm)を当て、150Nの力で押付けたとき、円筒ゲージの中心がひじ部上面より下部に入りきらない構造であること ただし、ひじ部上面にクッション材などの柔軟な材料が施されている場合は、円筒ゲージにできるだけ近い位置であつて板を水平に保ちながら、ひじ部上面に50N力を加えた位置を基準として確認する なお、ここの「V字状に開口した部位」とは、押付け力を加えることによって円筒ゲージがはまり込んでいく構造のものをいう。そのため、リクライニング機構を有するものなどで、背もたれとひじ部の後端がなす角度が鈍角を構成し、かつ円筒ゲージがはまり込んでいかない構造のものは、この規定の対象としない	円筒ゲージ (直径50mm、長さ100mm)  あて板		○
		(4)	製品には、駆動時を含み、手指等に傷害を与えるおそれがある挟み込み又はせん断のおそれがある8mm以上25mm以下のすき間が無いこと	製品を正常な使用状態とした場合、及び上下等の駆動やリクライニングなどの操作を行ない、栓ゲージ等により確認する なお、座面の最も外周から80mm以上の内側部位における駆動機構上やむをえない部位にあつては、この限りでない。ただし、この場合、はさみ防止のためのカバーを設けるか、又は製品本体に警告表示を設けられていることを確認する	栓ゲージ		△
		(5)	下降時に座面と床面又は製品基礎部との間に利用者の足等を挟むことが無い構造であるか、又は異物停止装置を有すること	足等を挟むことが無いことの確認は操作等により確認 なお、異物停止装置はと、座面の下降時に床面や製品の他の基礎部位との間に足などの身体の一部を挟んだことを感知して、降下動作を停止する機構をいう。異物停止装置が、座面の裏面又は挟み込む相手側の機構部に装備され、30N未満の力で感知し、下降動作を停止することを目視、操作及び圧力計等による測定により確認	圧力計		△
		(6)	上下駆動時に利用者等の身体の一部を挟み込まない構造であること	(6)-1 座面の上昇又は下降時にひじ部等にある開口部との間に利用者等の身体の一部が挟み込むおそれがない構造であることを次により確認すること 開口部は、最も狭くなった場合でも直径200mmの円柱を挟み込むことが無い大きさが確保されているか又は開口部が無いことを確認する。ただし、挟み込み部に、30N未満の力で感知し、駆動を停止する異物停止装置を有するものにあつては、この限りでない  (6)-2 座面の上下駆動以外の駆動機構を有するものにあつては、利用者の足を挟み込むおそれがある部位が無いことを次により確認すること この開閉部は、駆動することによって、最も狭くなった場合であっても120mmの円筒を挟み込むことがない大きさが確保されていることを確認する ただし、挟み込み部に、30N未満の力で感知し、駆動を停止する異物停止装置を有するものにあつては、この限りでない。また、フリーホイール機構*1のものにあつても、この限りでない	直径200mmの円筒	*1:フリーホイール機構とは、フットレス部位を上げるときはモータ等の駆動力によって行うが、戻すときは自重や使用者の体重で戻るか又はフットレスト部位がモータ駆動部と直結してない(戻る駆動中であってもフットレストを手動で上げることができる)ものをいう	△

# 安全性品質

評価：○可能、△おそらく可、×不可

大分類	項目	小分類	認定基準	確認方法	試験機・測定機等	備考	評価
1	外観、構造及び寸法	(7)	昇降は、ホールドツーラン制御装置*2によるものとし、任意の位置で座面の昇降を停止すること	操作等で確認 なお、エンドリミット機構については、構造によっては分解して確認する。また、エンドリミット機構*3を有すること		*2: 手動制御が働いている間だけ昇降を維持し、手動制御が解除されると自動的に「停止」又は「オフ」に戻る機構をいう *3: 電動式可動部分のうち、予め設定された最終位置ですべての動作を停止させる装置をいう	○
2	強度	(1)	座面の静的強度試験で、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形が無いこと	JIS S1203 家具-いす及びスツール-強度と耐久性の試験方法(1998) 7.1 座面の静的強度試験 破損等の有無を目視、触感等により確認 緩み、異音、機能低下がないことも確認	あて板	7.1 座面の静的強度試験に規定する方法で同程度の座面あて板を座面上に位置させる。この状態で、座面あて板を介して座面試験荷重を下向きに10回加える。毎回ごと荷重を少なくとも10秒間維持する	△
		(2)	背もたれの静的強度試験で、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形が無いこと	JIS S1203 家具-いす及びスツール-強度と耐久性の試験方法(1998) 7.2 背もたれの静的強度試験 破損等の有無を目視、触感等により確認 緩み、異音、機能低下がないことも確認	あて板 釣り合せの錘	7.2 背もたれの静的強度試験に規定する方法で同規定の背もたれあて板を用い、背もたれ試験荷重を背もたれに垂直になるように10回加える。毎回ごと荷重を少なくとも10秒間維持する なお、座面には同上のJIS S1203の規定に基づいて釣り合わせのための座面荷重の位置決めを行ない、同座面荷重を加える。	△
		(3)	ひじ部の水平力静的強度試験で、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形が無いこと	ひじ部水平力静的強度試験 破損等の有無を目視、触感等により確認 緩み、異音、機能低下がないことも確認	あて板	ひじ部の最も過酷な条件の位置に水平力試験荷重をひじ部あて板を介して10回加える。毎回ごと荷重を少なくとも10秒間維持する なお、ひじ部あて板とは、直径100mmの剛性円板とし、表面が平らで縁を曲率半径12mmに丸めたものとする。以下同様とする	○
		(4)	ひじ部の垂直力静的強度試験で、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形が無いこと	ひじ部の垂直力静的強度試験 破損等の有無を目視、触感等により確認 緩み、異音、機能低下がないことも確認	〃	ひじ部の最も過酷な条件の位置に垂直力試験荷重をひじ部あて板を介して10回加える。毎回ごと荷重を少なくとも10秒間維持する	○
		(5)	座面の耐衝撃性試験で、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形が無いこと	JIS S1203 家具-いす及びスツール-強度と耐久性の試験方法(1998) 7.10 座面の耐衝撃性試験 破損等の有無を目視、触感等により確認 緩み、異音、機能低下がないことも確認	発泡体 座面衝撃体(錘?)	7.10 座面の耐衝撃性試験に規定する方法によって、発泡体を座面上におき、座面衝撃体を規定された高さから10回自由落下させる なお、試験は、座面が水平を保つ最上位の高さ位置で行う	△
		(6)	背もたれの耐衝撃性試験で、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形が無いこと	JIS S1203 家具-いす及びスツール-強度と耐久性の試験方法(1998) 6.9 衝撃ハンマ 破損等の有無を目視、触感等により確認 緩み、異音、機能低下がないことも確認	振り子式衝撃ハンマ 釣り合せの錘 ストップ	背もたれ最上部の内側中央部に振り子式衝撃ハンマを規定の振り角度θ(落下高さ)から落下させ、後方向水平に打撃。この手順を10回繰り返す なお、背もたれ面は、最も立てた状態とする。また、試験中製品が後方に移動しないよう、後脚端具部位にストップを当てること。また、座面には、釣り合わせのための座面荷重を加えること	△
		(7)	ひじ部の水平力耐衝撃性試験で、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形が無いこと	ひじ部水平力耐衝撃性試験 破損等の有無を目視、触感等により確認 緩み、異音、機能低下がないことも確認	〃	座面に釣り合わせのための座面荷重を加え、この状態で、ひじ部の最も過酷な条件の位置に、振り子ハンマを規定の振り角度から落下させ、外方向水平に打撃。この手順を10回繰り返す なお、試験中製品が側方等に移動しないよう、衝撃側と逆側の脚端具部位にストップを当てること	○
3	摩擦抵抗	3	補助いすの床面接地部の摩擦係数は、0.2以上	動き始める最大力(最大静止摩擦係数)が式1によって算出される値以下であることを確認 Fs=μ(m <sub>0</sub> +g)・・・式1 Fs: 最大静止摩擦力(N) μ: 摩擦係数(=0.2) m <sub>0</sub> : 製品質量(kg) g: 重力加速度(9.8m/s <sup>2</sup> )	荷重計 平滑な鋼板	座面高さを最低位に調節し、車輪を有するものは止め機構をきかせた状態で、製品を鋼板上に置く。座面前縁部を後方に力を除々に加え、動き始める最大力(最大静止摩擦係数)が式1によって算出される値以下であることを確認 なお、平滑な鋼板とは、JIS G4305冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯(2005)に規定する表面仕上げNo.2B又はこれと同等以上の表面仕上げのものとする	○

# 安全性品質

評価：○可能、△おそらく可、×不可

大分類	項目	小分類	認定基準	確認方法	試験機・測定機等	備考	評価
4	耐久性	4	負荷昇降機構の耐久性試験で、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形が無いこと。緩み、異音、機能低下がないこと	負荷昇降機構耐久性試験 目視、触感等 緩み、異音、機能低下がないことも確認	錘 往復機構装置	座面上に利用者最大荷重に相当する質量の錘を載せ、最大範囲の昇降動作を1往復とし、10000回往復させる。昇降動作は、操作部の操作によって行うものとするが、操作部の駆動スイッチ部を専用のリレー回路等によって自動操作させるものであってもよいとする。なお、試験は完成品状態で行なうものとし、動力部等の駆動部を取り出し、個別部品毎におこなわないものとする また、試験は製造業者による使用上の情報として提供されている稼働時と休止時の比率に基づいて休止動作を入れながら行うものとする。ただし、必要に応じて強制冷却等の措置を講じるなどして、促進試験によってもよいものとする 確認は試験成績書による	△
5	安定性	5		試験は、特に指定がない限り、取扱説明書どおり正常に組み立て、水平、平坦な床面上に設置して行うものとする。また、試験は最も過酷な条件で行なうものとする。すなわち、以下の安定性試験は、特に指定がない限り、座面が水平を保つ最上位の高さでおこなうものとする			
		(1)	前方安定性試験で、転倒しないこと	転倒しないことを目視で確認	ストッパ 小形座面あて板	前脚にストッパを当て、座面に小形座面あて板を置き、あて板を介して600Nの鉛直荷重を加える。この状態で、座面中央前縁部に20Nの前向き水平力を加える なお、リクライニング機構を有するものにあつては、背もたれを垂直位置から後方15°傾斜させた状態で試験する なお、小形座面あてとは、直径200mmの剛性円板で、一方の面を曲率半径300mmの半球とし、縁を曲率半径12mmに丸めたもの	○
		(2)	側方安定性試験で、転倒力が20N以上であること	製品が転倒する力をばねばかり等により計測して確認	ストッパ 小形座面あて板 ばねばかり	片側の脚をストッパに当て、座面に小形座面あてを置き、この板を介して250Nの鉛直荷重を加える。次に、当該試験において最も過酷な条件となるひじ部上面位置にひじ部あて板を介して、350Nの鉛直荷重を加える。この状態で、鉛直荷重を加えたひじ部位置に外側水平力を加え、製品が転倒する力をばねばかり等により計測する	○
(3)	後方安定性試験で、転倒しないこと	(3)-a、(3)-b 目視により確認	ストッパ 小形座面あて板	(3)-a 背もたれが角度調整できるものにあつては、背もたれを最も立てた状態とし、角度調整できないものは、実使用状態とする。後脚にストッパを当て、座面に小形座面あて板を介して600Nの鉛直荷重を加え、この状態で背もたれ上端に100Nの後方への水平力を加え、転倒しないことを目視で確認 (3)-b リクライニング機構を有するものは以下の試験も行なう 後脚にストッパを当て、背もたれを最も後方に寝かせる。このときの背もたれの角度(最大傾斜角度)をJIS S1203 家具-いす及びスツール-強度と耐久性の試験方法付属書に規定されている方法によって2つの曲面部材のなす角度で計測する。次に、規格で与えられる最大背もたれ角度に応じた垂直荷重を座面に小形座面あて板を介して加え、背もたれにも同様に鉛直荷重を加える。この状態で、背もたれ上端部位に100Nの後方への水平力を加え転倒しないことを目視で確認	a:○ b:△		

## 安全性品質

評価：○可能、△おそらく可、×不可

大分類	項目	小分類	認定基準	確認方法	試験機・測定機等	備考	評価
6	材料	(1)	木材及び木質材料には、われ、腐食、虫食い、反り、狂い等の強度低下を招く欠点がないこと	目視、触感等			○
		(2)	木材の含水率は15%以下	電氣的測定法等			×
		(3)	耐食性材料以外の金属は防せい処理が施されていること	目視、触感等			○
7	付属品	7	補助いすの付属品は、安全性を損なうものであってはならない	傷害を与えるような突起、先鋭部、ばり、めっきのばり等の有無、機能等を目視、触感等で確認 なお、取り付けた状態で、この基準に規定される安定性試験等を実施し、各項目に適合することを確認すること。ただし、付属品の有無に抵触しない項目にあってはこの限りでない			○

# 電動立上り補助いすの認定基準及び基準確認方法(製品安全協会)

## 表示及び取扱説明書安全性品質

評価: ○可能、△おそらく可、×不可

大分類	項目	小分類	認定基準	確認方法	備考	評価
1	表示	1	製品には、容易に消えずかつはがれにくい方法で次の事項を表示すること。ただし、(3)及び(6)については、その主旨を見やすい箇所に表示すること。また、その製品に該当しない事項は省略してよい。(4)及び(5)については、購入時にわかるように、タグ等の表示でもよいものとする。なお、(7)については、必須ではないものとする	表示の消えにくさ、はがれやすさ及び必要な項目の有無を目視、触感等で確認 なお、(6)の表示項目は、安全警告標識を併記し、目立つ色彩を用いるなどして認識しやすいものであることを確認する。また、(6)の文字の大きさは4.9mm以上の大きさ(縦寸法)の「警告」の文字は併記し、目立つ色彩を用いるなどして認識しやすいものであることを確認		
		(1)	申請者(製造業者、販売業者、輸入業者等)の名称又はその略号			
		(2)	製造年月若しくは輸入年月又はその略号			
		(3)	取扱説明書を必ず読み、正しく使用すること			
		(4)	利用者最大体重			
		(5)	駆動高さ領域及び昇降速度、並びに利用者の最適高さの判断目安(身長や腰の高さなどから)			
		(6)	使用上の注意 a 利用者最大体重を超えて使用しないこと b 介護を要する人の利用時には、必ず介護をする人の監督下で使用すること c 子供の遊具として使用させないこと d 物の昇降などの他の用途には絶対に使用しない e 下降時などの駆動時に身体の一部が挟まることがないように注意する f 昇降時に背もたれやひじ部にもたれると転倒のおそれがある旨 座る際は、座面と取廻り同様にし、ザブツ座掛けて(どしんと衝撃的に座らない)、降下させず、 h 不安定な場所での使用は避けること			
		(7)	難燃性に関する記述			
2	取扱説明書	2	製品には、次に示す主旨の事項を明示した地理扱い説明書を添付。ただし、(1)は取扱説明書の表紙などの見やすい箇所に表示し、(2)及び、(3)は図などを併記して理解しやすいものとし、(6)は、安全警告標識等を併記して認識しやすいものとする。なお、その製品に該当しない事項は、省略可	専門用語等が使用されず、一般消費者等が容易に理解できるものであることを確認する		
		(1)	取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管すること			
		(2)	組立て式(取外し式の部品を含む)のものは、その組立ての要領及び注意			
		(3)	駆動高さ領域、高さなどの調節方法、固定部等の操作方法			
		(4)	利用者最大体重			
		(5)	駆動高さ領域及び昇降速度、並びに利用者の最適高さの判断目安(身長や腰の高さなどから)			

表示及び取扱説明書安全性品質

評価：○可能、△おそらく可、×不可

大分類	項目	小分類	認定基準	確認方法	備考	評価
2	取扱説明書	(6)	使用上の注意	(前ページと同様)		
		a	利用者最大体重を超えて使用しないこと。特に子供を抱えたままなどのように二人以上の使用は行わないこと			
		b	介護を要する人の利用時には、必ず介護をする人の監督下で使用する			
		c	子供の遊具として使用させない			
		d	物の昇降などの他の用途には絶対に使用しない			
		e	下降時などの駆動時に身体の一部が挟まることがないように注意する			
		f	昇降時に背もたれやひじ部にもたれると転倒のおそれがある旨			
		g	座る際は、座面を最適な高さにして、ゆっくり腰掛けて(どしんと衝撃的に座らない)、降下させること			
		h	座面を低い状態のままどしんと腰掛けると製品毎転倒したり、不安定になるおそれがあるため周囲に子供や他人の人がいないことを確かめ、周囲の人の身体を挟んだりすることがないように注意する			
		i	周囲の物や家具に当たったり挟んだりする上体では使用しないよう注意する			
		j	布団の上や、沈み込みがあるクッションの上、カーペットの端などの段差上での使用は、不安定になるため避けること			
		k	駆動部や異物停止装置などに動作不良が生じた場合は、使用をやめ、製造業者等に修理等の相談をすること(特に、センサー等の動作不良の例を掲示すること)			
l	高温多湿の場所に保管しない					
		(7)	難燃性に関する記述			
		(8)	日常の点検、保守、清掃などに関する説明			
		(9)	保管上の注意			
		(10)	修理、廃棄に関する注意事項			
		(11)	SGまー規制度は補助いすの欠陥によって発生した人身事故に対する賠償制度である旨			
		(12)	製造事業者、輸入事業者又は販売事業者の名称、住所及び電話番号			

# 電動介護用ベッドの認定基準及び基準確認方法(製品安全協会)

## 安全性品質

評価：○可能、△おそらく可、×不可

大分類	項目	小分類	認定基準	確認方法	試験機・測定機等	備考	評価
1	外観、構造及び寸法	(1)	仕上げは良好で、各部に変形、き裂、溶接不良等がないこと。また、人体に触れる部分には鋭い突起、角部等がなく、フレームパイプ等の端部の開口部には保護用キャップ等を取付けていること	目視及び触感			○
		(2)	表面処理をしている面には、素地の露出、はがれ、さび等の不良がないこと	〃			○
		(3)	水平な床面に置いたとき安定し、かつ堅ろうであり、使用時に異音等の発生がないこと	〃			○
		(4)	再度レールの取付けが可能な構造であること	〃			○
		(5)	運搬や保管の目的で分解される部位には、繰返し使用できない部品を用いないこと	木ねじ、タッピングねじ等を用いていないことを目視及び操作で確認			○
		(6)	キャストを有するものにあつては、可動防止のための措置が講じていること	目視及び操作			○
		(7)	コントローラは、ボタンを押している間のみ機能を操作できる構造であること	操作等			○
		(8)	コントローラのボタンの操作力は5N以下	プッシュプルゲージ等で測定して確認	プッシュプルゲージ		○
		(9)	分解可能なベッドにあつては、分解時の各部品の質量は50kg以下であること。ただし、その部品の質量を表示している場合は、この限りではない	目視、はかり等で測定して確認	はかり		○
		(10)	ベッドの安全作動力は、1700N以上	4. 強度試験時に確認			△
		(11)	ベッドボード及びフットボードが取付けられているものにあつては、確実に取り付けられていること	目視及び操作			○
2	寸法	(1)	手指の届く範囲の可動部には、8mm以上25mm未満の挟み込み又はせん断の危険のある部分がないこと。なお、手指が届く範囲とは、ベッド外端から190mm以内のベッドの下部及び上部の部分を用いる	スケール等	定規、メジャー		○
		(2)	足が届く範囲の可動部と床面との間には、足を挟み込む危険のある部分がないこと。ただし、ベッドと床面との間が常に20mm以下のものにあつては、この限りでない	〃			○
3	安定性	(1)	ベッド側方安定性試験で、ベッドのバランスを失うような脚部の浮きがないこと	ベッド側方安定性試験		平らな状態にしたボトム(マットレス支持板)の上に試験用マットレスを敷き、ベッド側方の片側に2250Nの力を均一に加えて確認 なお、高さ調節機能を有しているものは、最も悪い条件の位置とする	○
		(2)	ベッド足側安定性試験で、ベッドのバランスを失うような脚部の浮きがないこと	ベッド足側安定性試験		平らな状態にしたボトムの上に試験用マットレスを敷き、ベッド足側に1350Nの力を均一に加えて確認 なお、高さ調節機能を有しているものは、最も悪い条件の位置とする	○
4	強度	4	ベッドは強度試験で、破損、外れ及び使用上支障のある変形がなく、試験後も各機能が正常に作動すること	ベッド強度試験		平らな状態にしたボトムの上に試験用マットレスを敷き、安全作動力の2倍又は4000Nのどちらか大きな力を均等に加え、1時間負荷した後確認。なお、高さ調節機能を有しているものは、最も悪い条件の位置とする。 試験の確認は試験証明書で行なう	△
5	耐久性	5	ベッドは耐久試験で、破損、外れ及び使用上支障のある変形がなく、試験後も各機能が正常に作動すること		負荷パッド 繰返し負荷装置	平らな状態にしたボトムの上に試験用マットレスを敷き、負荷パッドを用いて1350Nの力を10000回繰返し加えて確認。なお、高さ調節機能を有しているものは、最も悪い条件の位置とする。 試験の確認は試験証明書で行なう	△

## 安全性品質

評価：○可能、△おそらく可、×不可

大分類	項目	小分類	認定基準	確認方法	試験機・測定機等	備考	評価
6	衝撃性	6	ベッドは衝撃試験で、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がなく、試験後も各機能が正常に作動すること		インパクト	平らな状態にしたボトムの上に試験用マットレスを敷き、インパクト(注)を用いて高さ180mmの高さから各10回づつ落下させて確認する。なお、高さ調節機能を有しているものは、最も悪い条件の位置とする。 (注)インパクトは直径約200mmの円筒状の本体で、ラセン式圧縮ばねによって衝撃面と隔離されており、衝撃面を垂直線状で自由に動かせるものであり、全質量25kg	△
7	たわみ性	7	ベッドはたわみ試験で、たわみ量は40mm以下であり、力を除去した後たわみ量は10mm以下	ベッドたわみ試験 (たわみ量を測定)	負荷パッド 錘	平らな状態にしたボトムの上に試験用マットレスを敷き、負荷パッドを用いて質量75kgの錘を加え、たわみ量を計測して確認。なお、高さ調節機能を有しているものは、最も悪い条件の位置とする。	△
8	繰返し昇降性	8	高さ調節機構を有しているものは、繰返し昇降試験で、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がなく、試験後も各機能が正常に作動すること	繰返し昇降試験	負荷パッド	平らな状態にしたボトムの上に試験用マットレスを敷き、安全作動力と同質量の荷重をマットレス全体に均等にかかるように負荷させる。次にベッドベッドの昇降動作を3000回繰返したあと、確認する。なお、試験の確認は試験証明書で行う	△
9	電気部品	9	電気部品は電気用品取締法で定めた技術基準に適合していること	電気用品取締法で定めた表示等			○
10	付属品	10	付属品は、使用上の安全を損なわないこと	目視及び触感			○



# 電動介護用ベッドの認定基準及び基準確認方法(製品安全協会)

## 表示及び取扱説明書安全性品質

評価: ○可能、△おそらく可、×不可

大分類	項目	小分類	認定基準	確認方法	備考	評価
1	表示	1	ベッドには、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。なお、(3)、(4)は本体の見やすい箇所に大きな字で表示すること	表示の見えにくさ、はがれにくさ及び必要な事項の有無を目視及び触感により確認 (3)、(4)の文字の大きさ(縦寸法)は4.9mmであり、安全警告標識を併記したり、枠で囲んだり、目立つ色彩を用いて認識しやすいことを確認		
		(1)	申請者(製造業者、輸入業者等)の名称又はその略号			
		(2)	製造年月若しくは輸入年月又はその略号			
		(3)	最大使用者体重			
		(4)	使用上の注意 ・頭、腕及び足をサイドレールから出たまま背上げ、膝上げ操作をしないこと ・各部を操作するとき、手指を挟まないように注意すること			
		(5)	分解時の各部の質量が50kg以上の部品がある場合は、その質量			
2	取扱説明書	2	ベッドには、次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項は省略可。また、一般消費者が容易に理解できる大きな字で明示すること。 なお、(1)は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(10)、(11)については安全警告標識を併記するなどして、認知しやすいものであること。	一般消費者が容易に理解できるものであることを確認。 (1)については、枠で囲んだり、他の文字より大きな文字や異なった目立つ色彩を用いる等して、認知しやすいものであること。(10)、(11)については、安全警告標識を併記したり、目立つ色彩を用いたりして認知しやすいものであることを確認		
		(1)	取扱説明書を必ず読み読んだ後保管すること			
		(2)	各部の名称(図で示すこと)			
		(3)	組立て及び分解方法及び注意			
		(4)	設置場所の注意			
		(5)	各部の操作方法			
		(6)	各部の点検方法			
		(7)	手入れ及び保守方法			
		(8)	故障及び停電時の処置方法			
		(9)	リフトを使う場合の対応及び注意事項			
		(10)	使用前の注意 ・使用前には各部を点検すること ・安全のため、サイドレールを取り付けることが望ましい ・サイドレール、マットレス、付属品等の推奨品及び使用上の注意 ・12歳以下の子供や自分で適切に操作できない人は、一人では操作させない旨及び誤操作防止の方法 ・身体に負担のかからない背上げ及び膝上げの方法 ・治療中の人は医師に相談して使用すること 最大使用者体重 ・2人以上で使用しないこと ・電源コードはベッドで踏んだり他のもので挟んだりしないこと			
(11)	使用上の注意 ・頭、腕及び足をサイドレールから出たまま背上げ、膝上げ操作をしないこと ・各部を操作するとき、手指を挟まないように注意すること ・ベッドの高さを変えるときは、手指を挟まないように注意すること ・フレームやボトムの下に手や足を入れないこと ・ベッドの下に潜り込まないこと ・ベッドの上で飛び跳ねたりしないこと ・背上げ、膝上げの状態ではボトムに腰掛けないこと					

## 表示及び取扱説明書安全性品質

評価：○可能、△おそらく可、×不可

大分類	項目	小分類	認定基準	確認方法	備考	評価
2	取扱説明書	(12)	SGマーク制度は、ベッドの欠陥によって発生した人身事故に対する賠償制度である	(前ページと同様)		
		(13)	諸元表(ベッドの質量、各部の寸法、ベッドの床からの最大及び最低高さ、瀬上げ及び膝上げの最大角度等)			
		(14)	製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号			

# 簡易腰掛け便座の認定基準及び基準確認方法(製品安全協会)

## 安全性品質

評価: ○可能、△おそらく可、×不可

大分類	項目	小分類	認定基準	確認方法	試験機・測定機等	備考	評価
1	外観、構造及び寸法	(1)	仕上げは良好で、使用時に身体に触れる部分には、傷害を与えるような先鋭部、ばり等がなく、かつ、外部に現れるボルト・ナットなどの先端は著しく突き出していないこと	目視及び触感			○
		(2)	各部の接合、組み立て等は良好で、緩み、がた、変形等がないこと	〃			○
2	安定性	(1)	据え置き式は、前方安定性試験で、転倒しないこと	前方安定性試験	ストップ あて板	水平で平坦な床面に設置し、前脚部をストップにあて、便座面の中央付近に600Nの力を垂直に加える。次に垂直力を加えた位置を、前方に20Nの力を水平に加えて確認。なお、試験は便座の全面を覆う剛性のあるあて板を置き、垂直力は直径100mmのあて板を用いて加える。以下、安定性試験の試験条件は同様とする	○
		(2)	据え置き式は、側方安定性試験で、転倒しないこと	側方安定性試験	〃	水平で平坦な床面に設置し、片側の脚部をストップにあて、便座面の中央付近に600Nの力を垂直に加える。次に垂直力を加えた位置を、側方に20Nの力を水平に加えて確認。	○
		(3)	据え置き式は、後方安定性試験で、転倒しないこと	後方安定性試験	繰返し負荷装置 あて板	便座面の中央付近に1300Nの力を繰返し10回加え確認する。なお、試験は便座面の全面を覆う剛性のあるあて板を置いて行うこと	○
3	強度	3	簡易腰掛け便座は、便座面の静的強度試験で、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと	便座面静的強度試験	〃	便座面の中央付近に1300Nの力を繰返し10回加え確認する。なお、試験は便座面の全面を覆う剛性のあるあて板を置いて行うこと	○
4	耐久性	4	簡易腰掛け便座は、便座面の耐久試験で、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと	便座面耐久試験	〃	便座面の中央に950Nの力を繰返し12500回加える なお、試験は便座面の全面を覆う剛性のあるあて板を置いて行うこと	△
5	耐落下衝撃	5	簡易腰掛け便座は、耐落下衝撃試験で、各部に破損、外れ、及び使用上支障のある変形がないこと	耐落下衝撃試験	ゴムシート(厚さ2mm)	1つの角部に対して、その角部と対角線上反対側にある各部を結ぶ直線が水平に対し約10度傾け、残りの角部を結ぶ直線が水平になるように支える。 次に高さ20mmから、前脚の1つを10回、後脚部の1つを10回床面に落下させ確認すること。ただし、電装品が付属しているものは、試験後に身体に有害な異状がないことを確認すること。なお、床面はコンクリート上面に厚さ約2mmのゴムシートを敷いたものとする	○
6	電気部品	6	電気部品が取り付けられているものは、電気用品安全法で定めた技術基準に適合していること	電気用品安全法で定めた表示			○
7	付属品	7	付属品は、使用上の安全性を損なわないこと	傷害を与えるような突起、先鋭部、ばり等の有無および構造等について、目視、触感等で確認			○

## 表示及び取扱説明書安全性品質

大分類	項目	小分類	認定基準	確認方法	備考	評価
1	表示	1	製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。なお、(3)は見やすい箇所に大きな字で表示すること	表示の消えにくさ、はがれやすさ及び必要な事項の有無を目視及び触感により確認。また、(3)の文字の大きさ(縦寸法)は4.9mm以上であること		
		(1)	申請者(製造業者、輸入業者等)の名称又はその略号			
		(2)	製造年月若しくは輸入年月又はその略号			
		(3)	最大使用者体重(100kg以下で表示)			
		(4)	各部の寸法、質量、適合する和風便器の寸法(表示場所は包装でも可)			
2	取扱説明書	2	製品には、次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。また、一般消費者が容易に理解できる大きな字で明示すること。 なお、(1)は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(7)については、安全警告標識を併記して、認識しやすいものであること	一般消費者が容易に理解できるものであること。 (1)については、枠で囲んだり、他の文字より大きな文字や異なった目立つ色彩を用いる等して、より認識しやすいものであることを確認する		
		(1)	取扱説明書を必ず読み読んだ後保管すること			
		(2)	各部の名称(図で示すこと)			
		(3)	組立て及び設置方法			
		(4)	手入れ方法(洗剤、消毒剤等の明示)			
		(5)	使用方法			
		(6)	設置場所の注意 ・安定の悪い場所に設置しないこと ・火気の近くに設置しないこと			
		(7)	使用上の注意 ・使用前には各部を点検し、組立て式の場合は組立を確実にしていることを確認して使用すること ・使用者の身体状況により、花序者が付き添ったり、購入先や専門家等に相談すること ・両用式の場合は奥に寄せて設置すること(固定式でないもの) ・踏み台替わりに使用しないこと ・最大使用者体重を守ること ・電装品が付属しているものは、電装品の取り扱いの注意事項(電装品が付属しているものは、持ち運びの注意事項(持ち運び際に落下させないこと等))			
		(8)	諸元表(各部の寸法、質量等)			
		(9)	SGマーク制度は、簡易腰掛け便座の欠陥によって発生した人身事故に対する賠償制度であること			
(10)	製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号					